



検査を実施する産地品種銘柄について

平成 21 年 4 月 6 日、農林水産省告示により農産物規格規程の一部が改正され、農産物検査を行う産地品種銘柄は、登録検査機関が必ず検査をしなければならない「必須銘柄」と検査を行うかを選択する「選択銘柄」に設定されました。

当 J A は、農産物規格規程に基づく産地品種銘柄の検査については、下記の産地品種銘柄の検査を実施します。

記

1. 実施期間 平成 30 年 6 月 1 日～次回改定まで
2. 種類及び産地品種銘柄

◆宮城県統一の必須銘柄

種 類	産地品種銘柄
水稲うるち玄米	ササニシキ・ひとめぼれ・まなむすめ
水稲もち玄米	みやこがねもち
普通小麦	あおばの恋・シラネコムギ・ゆきちから
普通小粒大麦	シュンライ・ミノリムギ
普通大豆及び特定加工用大豆 (大粒大豆及び中粒大豆)	あやこがね・きぬさやか・タチナガハ・タンレイ ミヤギシロメ
普通大豆及び特定加工用大豆 (小粒大豆及び極小粒大豆)	すずほのか

◆選択銘柄（登録検査機関が選択した銘柄）

種 類	産地品種銘柄
水稲うるち玄米	げんきまる・コシヒカリ・春陽・たきたて・つや姫 東北 194 号・トヨニシキ・ミルクィーQueen・萌えみのり ゆきむすび・つくばSD1号・金のいぶき・ササシグレ だて正夢
水稲もち玄米	ヒメノモチ・もちむすめ
醸造用玄米	蔵の華・美山錦・山田錦
普通小麦	夏黄金
普通小粒大麦	ホワイトファイバー